

## 第4章 就労支援機関

学校を卒業して働くようになると、日中の生活が学校中心から、職場中心へと大きく変わります。環境の大きな変化に適応するためには、その移行のためのサポートが大切です。特別支援学校の高等部などに通う発達障害のある生徒の場合には、一人一人のニーズに合わせて具体的な移行のための支援計画である「個別移行支援計画」が作成され、就労に向けた支援等が行われています。また、高等学校などに通学している発達障害の生徒については、今後、支援体制の整備が求められます。卒業前に職業の適性を知り、就労に向けて関係機関や学校と相談することが大切です。

また、就職しても職場に適応できず失職してしまったり、なかなか就労に結びつかない場合は、下記の機関に相談をすると、障害の特性を踏まえた様々な支援を受けることができます。

### (1) 石川県内の就労支援機関

#### ① ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、地域の総合的雇用サービス機関として、仕事をお探しの方に対して、以下のサービスを行っています。県内に9カ所あり、サービスはすべて無料です。

##### ア 窓口での職業相談・職業紹介

ハローワークの窓口では、どんな仕事がいいのか決められない、具体的な求職活動の仕方がわからないなど、就職に関する多様な相談をお受けするとともに、これらに関する無料のセミナーも多数用意しています。申し込まれた求人はもちろん、全国の求人の中から職員と相談しながら一緒に求人を探すこともできます。

また、地域の求人については、求人検索パソコンや職種ごとにまとめたファイル等による公開もしており、さらに詳しい個々の求人内容や条件等について窓口にて情報提供しています。応募したい求人が決まった場合には、その会社にご紹介するとともに、応募書類や面接等に不安がある場合は、具体的なご相談にも応じています。

##### イ 雇用保険の給付

失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口で職業相談、職業紹介を受けるなどの求職活動を行っていただいた上で、失業等給付を支給するほか、自発的に能力開発に取り組む場合等に必要な給付を行います。

##### ウ その他のサービス

障害を有する方の職業相談・紹介や事業主の積極的に障害者雇用の職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談も受けています。

ハローワーク金沢 〒920 - 8609 金沢市鳴和 1 - 18 - 42  
TEL(076)253-3030(代) FAX(076)253-8109

ハローワーク津幡 〒929 - 0326 河北郡津幡町字清水ア 66 - 4  
TEL(076)289-2530 FAX(076)289-2543

ハローワーク白山 〒924 - 0871 白山市西新町 235  
TEL(076)275-8533 FAX(076)275-8047

ハローワーク小松 〒923 - 8609 小松市日の出町 1 - 120  
TEL(0761)24-8609 FAX(0761)22-8580

ハローワーク加賀 〒922 - 8609 加賀市大聖寺菅生イ 78 - 3  
TEL(0761)72-8609 FAX(0761)72-8619

ハローワーク七尾 〒926 - 8609 七尾市小島町西部 2  
TEL(0767)52-3255～6 FAX(0767)53-7106

ハローワーク羽咋 〒925 - 8609 羽咋市南中央町キ 105 - 6  
TEL(0767)22-1241～2 FAX(0767)22-0942

ハローワーク輪島 〒928 - 0079 輪島市鳳至町畠田 99 - 3  
TEL(0768)22-0325 FAX(0768)22-1394

ハローワーク能登 〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港 3 - 2 - 2  
TEL(0768)62-1242 FAX(0768)62-1243

## ② 石川障害者職業センター【独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】

〒920-0856 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階  
TEL(076)225-5011 FAX(076)225-5017 E-mail ishikawa-ctr@jeed.or.jp

障害を持つ方々や事業主の方などに対し、公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談から就職後のフォローアップまで一連の業務を行っています。次のような相談、指導、助言を行っています。

### 【内容】

- ア 職業相談：仕事につくための相談
- イ 職業評価：仕事を決めるために作業能力や職業適性などの評価を行います。
- ウ 職業講習：職業生活に必要な知識や技能を身につけ、仕事の幅を広げるための講習（OA講習等）を行います。
- エ 職業準備訓練（石川ワークトレーニング社）：職場のルールや仕事への意欲、体力協調性などの基本的な労働習慣を身につけるための訓練を行います。
- オ 職場適応指導：ジョブコーチが一定期間、職場を訪問し、職場定着を図るための支援を行います。
- カ 職場復帰支援：うつ病など精神疾患により会社を休職中の方に対し、円滑に職場復帰できるよう支援します。
- キ 事業主の方に：障害者の採用、配置、職場適応、作業環境、作業補助具の改善などについての相談を行います。

URL <http://www.jeed.or.jp>

## ③ 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行っています。

### 【内容】

- ・離職した障害のある方について就業に関する相談及び日常生活相談
- ・ハローワーク・事業主との調整による求職活動についての支援

- ・職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてのあっせん
- ・就職後の障害のある方及び事業主への助言
- ・情報の収集及び提供
- ・関係機関との連絡会議 などです。

#### <問い合わせ先>

ア 金沢障害者就業・生活支援センター

〒920-0864 金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内  
(社会福祉法人金沢市社会福祉協議会) TEL(076)231-3571

#### 【実施区域】

金沢市・白山市・かほく市・野々市町・津幡町・内灘町 (3市3町)

イ こまつ障害者就業・生活支援センター

〒923-0942 小松市桜木町96-2(社会福祉法人こまつ育成会)  
TEL(0761)21-8553

#### 【実施区域】

小松市・加賀市・能美市・川北町 (3市1町)

- ★ 平成23年度に能登中部圏域に障害者就業・生活支援センターが開設予定です。

#### ④ いしかわ若者サポートステーション

〒920-0962 金沢市広坂2-1-1 TEL(076)235-3060 FAX(076)235-4523

ニート状態にある若者を対象にカウンセリングやグループワーク等を通じ、職業的自立に向けた支援を行っています。

- ・開設日時 月～金曜日 9時～16時30分
- ・相談体制 産業カウンセラー 1名  
臨床心理士(週1回) 1名  
相談員: 1名

#### ⑤ 金沢産業技術専門校

〒920-0352 金沢市観音堂町チ9番地 TEL(076)267-2221 FAX(076)267-2295  
発達障害者を対象とした訓練コースが新設されます。

ワークサポート科(仮称)

#### 【訓練内容】

ア 訓練科目: PC訓練、物流管理、コミュニケーションスキル・ソーシャルスキル、CAD・モノづくり分野ほか

イ 定員: 10名

ウ 訓練機関: 9ヶ月

エ 訓練開始: 平成21年10月(予定)

発達障害者が苦手なコミュニケーションスキルやソーシャルスキルの訓練を含むPC訓練、物流管理、CAD・モノづくりなどの訓練を行い、発達障害者の就職を目指します。

#### ⑥ 石川障害者職業能力開発校

〒921-8836 石川郡野々市町末松2-245 TEL(076)248-2235 FAX(076)248-2236

各人の能力に応じた職種の基礎的な知識や技能を身につけるための職業能力開発を行う施設です。

**【訓練科目】**

- ア 機械製図科：定員10名
- イ 電子機器科：定員10名
- ウ 製版科：定員10名
- エ 陶磁器製造科：定員10名
- オ 一般事務科：定員20名
- カ 生産実務科：定員20名

**【応募手続】**

最寄りの公共職業安定所にご相談下さい。当校においても訓練の見学や相談を行っていますので、ご来校ください。

- ・授業料は無料です。教科書代は自己負担となります。
- ・公共職業安定所長の受講指示を受けた人は、訓練手当又は雇用保険金が支給されます。

**⑦ 就労移行支援事業所 【障害者自立支援法における訓練等給付】****【内容】**

就労を希望する65歳未満の障害者の方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

**【対象者】**

就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の方

**【窓口】** 居住地の市町 障害福祉担当課

**⑧ 就労継続支援A型事業所【障害者自立支援法における訓練等給付】****【内容】**

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により、雇用契約等に基づき就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

**【対象者】**

企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方

- (ア) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (イ) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方

(ウ) 企業等を離職した方等就労支援のある方で、現に雇用関係がない方

**【窓口】** 居住地の市町の障害福祉担当課

⑨ 就労継続支援B型事業所 【障害者自立支援法における訓練等給付】

【内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者の方であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労支援移行によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難になった方々につき、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が対象です。

具体的には、

- (ア) 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (イ) 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- (ウ) (ア)(イ)に該当しない方で、50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給の方
- (エ) (ア)(イ)(ウ)に該当しない方で、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく、雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と市町村が判断した方

【窓口】 居住地の市町の障害福祉担当課

## (2) 雇用を援助する制度等

| 援護サービス          | 内 容   | 金 額 等  | 問 合 せ 先 | 備 考              |
|-----------------|---|--|---------|------------------|
| 障害者雇用率制度        | <p>国及び地方公共団体など並びに一定規模以上の民間事業主に対し、一定率以上の障害者を雇用する義務を課す</p> <p>国・地方公共団体 2.1 %<br/>           地方公営企業等 2.1 %<br/>           一定の特殊法人 2.1 %<br/>           都道府県教育委員会 2.0 %<br/>           民間の事業主 1.8 %</p> |  | 公共職業安定所 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 |
| 公共職業訓練          | 就職に先立ち障害者の能力に適合した職業訓練を行い就職の促進を図る  | 訓練生への支給（日額）<br>基本手当 3,930円<br>（地域により 3,530円）<br>受講手当 500円<br>通所手当 上限あり   | 〃       | 職業能力開発促進法        |
| 職場適応訓練          | 障害者の雇用を前提に都道府県知事が事業主に委託し、障害者の能力に適した職種について6ヶ月から1年以内の実地訓練を行う  | 事業主への支給（月額）<br>訓練生1人につき<br>25,000円（重度）<br>24,000円（その他）<br>訓練生への支給（日額）<br>基本手当 3,930円<br>（地域により 3,530円）<br>受講手当 500円<br>通所手当 上限あり | 〃       | 雇用対策法<br>雇用保険法   |
| 石川県障害者職場実習      | 障害者に実際に従事する仕事を体験させ、作業環境に適応できるよう1ヶ月以内の職場実習を行うことで、円滑な就職促進を図る  | 事業主への支給（月額）<br>実習生1人につき<br>18,000円<br>実習生への支給（日額）<br>実習手当 4,430円<br>通所手当 500円まで  | 〃       | 石川県障害者職場実習実施要領   |
| トライアル雇用（試行雇用事業） | 障害者雇用に不安がある事業主が障害者を短期間（原則3ヶ月以内）受け入れ、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけ作りを進めるとともに、常用雇用への移行を促進する  | 事業主への支給（月額）<br>障害者1人につき<br>40,000円<br>（1ヶ月に満たない雇用期間は日割り計算）   | 〃       | 雇用保険法            |